

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護サービス（(予防)居宅・施設）事業者集団指導の実施について（通知）

日ごろ、本県の高齢者福祉施策に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、介護サービス事業を運営するにあたって遵守すべき各種制度等についての理解を深めるため、下記のとおり集団指導を実施します。
については、別紙様式により平成31年2月26日（火）までに出席者をご報告ください。

記

1. 日 時 平成31年3月5日（火）10:30～12:00
2. 場 所 鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
3. 内 容 ①介護保険法に基づく実地指導及び業務管理体制一般検査における指摘事項等
(鳥取県各福祉保健局、鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室)
②生活保護法等における介護機関の指定について
(鳥取県福祉保健部福祉監査指導課)
③労働関係法規の遵守について (鳥取労働局労働基準部監督課)
④水害避難計画の策定について (鳥取県県土整備部河川課)
4. 出席者 (予防)居宅・施設サービスを運営する全法人の担当者
5. その他
 - ・参加者は基本的に各法人1～2名とします。
 - ・法人担当者の出席が困難な場合、事業所担当者の代理出席等でも可能です。
 - ・受講後は、法人内事業所への伝達をお願いします。
 - ・同日午後・同会場にて鳥取市役所による集団指導（対象：地域密着型サービス事業所（地域密着通所介護・認知症対応型通所介護））が開催されますが、本集団指導とは直接関係はありません。それぞれ別に参加申し込みが必要ですのでご注意ください。

介護保険・施設担当：花 嶋
電 話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
E-mail：hanashimam@pref.tottori.lg.jp